

# 令和4年度村山市農作業賃金・機械利用料標準

## 1. 賃金の部（実労働8時間）

<b>一般農作業</b>	<b>7,200円</b>
--------------	---------------

(1) 上記賃金は標準を示すものです。作業の種類による差額については両方で協議して決めてください。

(2) 下記の表にない作業、その他危険作業の場合は、一般農作業賃金に割増しすることができます。

## 2. 機械の部

(下記の金額には、消費税が含まれています。)

作業種目	単位	金額	備考
田 耕 う ん	10アール	<b>7,400円</b>	
代 か き	〃	<b>10,100円</b>	
畑 耕 う ん	〃	<b>7,200円</b>	2回耕うんは3,300円加算
田 植	〃	<b>7,900円</b>	側条施肥は1,500円加算 箱施用薬剤散布料は500円加算 肥料代別途
育 苗	1箱	<b>780円</b>	種子代含む
コ ン バ イ ン	10アール	<b>31,100円</b>	刈取17,900円、籾運搬1,200円 生籾乾燥12,000円
仕 上 げ 乾 燥	60kg	<b>790円</b>	
籾 摺 調 整	〃	<b>810円</b>	
畔 塗	1m	<b>55円</b>	片側機械ぬり
スピードスプレー防除	100ℓ	<b>1,200円</b>	薬剤は委託者持ち
動力噴霧機防除	100ℓ	<b>730円</b>	薬剤は委託者持ち
畦 草 刈	1時間	<b>1,700円</b>	刈払機械損料・燃料代含む

※ 賃金の部及び機械の部は基盤整備された農地の作業とします。

※ 特殊なもの及び湿田、作業不便なものは、両者協議のうえ決定し、誠意をもって実施してください。

令和4年4月1日

村山市農作業賃金・機械利用料標準策定協議会  
村山市農業委員会